

日本福祉大学通信教育課程に関する規則

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この規則は学則第59条第2項にもとづき、本学通信教育課程について必要な事項を定めるものとする。

(通信教育課程)

第2条 本学に次の通信教育課程を置く。

福祉経営学部 医療・福祉マネジメント学科 (通信教育)

(収容定員)

第3条 本学通信教育課程の定員を次のとおりとする。

福祉経営学部 医療・福祉マネジメント学科 (通信教育)

入学定員名 800名 3年次編入学定員 400名 収容定員 4,000名

(社会福祉士国家試験受験資格 620名、うち併修校 100名)

(精神保健福祉士国家試験受験資格 40名)

第2章 組織

(通信教育部長)

第4条 通信教育課程に通信教育部長を置く。

2 通信教育部長は、通信教育課程に関する事項をつかさどり、通信教育課程を統括する。

(教授会)

第5条 教授会が審議し、学長が決定する事項は、次の各号に掲げるものとする。ただし、全学部の審議を要する事項については、これを除く。

- (1) 学生の進級、留年又は卒業に関する事項
- (2) 学生の学籍に関する事項
- (3) 入学試験に関する事項
- (4) 学部学生の指導に関する事項
- (5) 教員人事 (学部長の選出、昇格審査、専任教員の任免、非常勤講師の委嘱・派遣等) に関する事項
- (6) 大学評議員の選出
- (7) 学部の将来計画に関する事項
- (8) 学部の諸規程の制定・改廃に関する事項

- (9) 学部教育計画に関する事項
 - (10) 学部の研究に関する事項
 - (11) 学部の教育・研究の点検・評価に関する事項
 - (12) 大学評議会が審議し、学長が必要と認める事項
 - (13) その他、学部長及び学部教授会が必要と認める事項
- 2 教授会の運営に関する事項は別に定める。

第3章 学年・修業年限・在学年数

(学年)

第6条 学年は毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(修業年数)

第7条 本学通信教育課程の修業年限は4年とする。

(在学年数)

第8条 学生は8年をこえて在学することができない。ただし、特別の事情により、当該年数を超える在学を許可することがある。

- 2 最長在学期間については次の表のとおりとする。ただし、第32条で定めのある休学期間は算入しない。

学年	最長在学期間
1年次入学	8年
2年次編入学	6年
3年次編入学	4年
4年次編入学	4年

第4章 入学

(入学の時期)

第9条 入学の時期は、学年の始とする。

(入学資格)

第10条 本学通信教育課程に入学することのできる者は、次の各号の一に該当する者とする。

- (1) 高等学校若しくは中等教育学校を卒業した者
- (2) 通常の課程による12年の学校教育を修了した者
- (3) 外国において、学校教育における12年の課程を修了した者又はこれに準ずる者で文部科学大臣の指定した者

- (4) 文部科学大臣が高等学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した者
- (5) 専修学校の高等課程（修業年限が3年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。）で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以降に修了した者
- (6) 文部科学大臣の指定した者
- (7) 高等学校卒業程度認定試験規則による高等学校卒業程度認定試験に合格した者（旧規程による大学入学資格検定に合格した者を含む。）
- (8) 本学において、個別の入学資格審査により、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められた者で、18歳に達した者
(入学の出願)

第11条 入学志願者は、所定の入学願書に第44条に定める入学選考料および指定する書類を添えて所定の期日までに願出しなければならない。

(入学志願者の選考)

第12条 前条の入学志願者の選考は、出願書類及び志望理由書によって行う。

(入学許可及び入学手続き)

第13条 前条の選考の結果、入学を許可された者は、指定された期日までに、保証人署名（未成年者のみ）の在学誓書及び所定の書類を提出し、別に定める学費を納めなければならない。

2 入学を許可された者が前項に定める手続きを行わないときは、入学許可はその効力を失う。

(保証人)

第14条 保証人は、入学生に係わる一切の責任を負うことのできる独立生計者とする。

2 保証人が死亡、その他の理由により、その責任を負うことのできないときは、新たに保証人を定めなおして在学誓書を提出しなければならない。

(改姓等)

第15条 学生又は保証人が改姓・改名・転籍、転居をしたときは、ただちに証明書類を添えてその旨を届けなければならない。

(編入学・転入学)

第16条 次の各号の一に該当する者で、本学通信教育課程に編入学又は転入学を願ったときは、選考のうえ入学を許可する。

- (1) 大学、短期大学、高等専門学校を卒業した者
- (2) 国立養護教諭養成所又は国立工業教員養成所を卒業した者
- (3) 大学を退学した者
- (4) 専修学校の専門課程を修了した者のうち、学校教育法第132条の規定により

大学に編入学することができる者

- (5) 学校教育法施行規則(昭和22年文部省令第11号)附則第7条に定める従前の規定による高等学校、専門学校又は教員養成諸学校等の課程を修了し、又は卒業した者
 - (6) 第1号に相当する外国の大学等を卒業した者
 - (7) 高等学校等の専攻科の課程を修了した者のうち、学校教育法第58条の2の規定により大学に編入学することができる者
- 2 前項の定めにより入学を許可された者の、すでに履修した授業科目及び単位数並びに在学すべき年数の認定は教授会が行う。
 - 3 編入学並びに転入学に関する規則については別に定める。

第5章 教育課程及び履修方法等

(授業科目)

第17条 本学通信教育課程における授業科目及び単位数は、別表1のとおりとする。

- 2 授業科目の履修に関する規則については別に定める。

(授業方法)

第18条 授業は、印刷教材等による授業、面接授業、メディアを利用して行う授業のいずれかにより又はこれらの併用により行う。

- 2 印刷教材等による授業、メディアを利用して行う授業の実施に当たっては、添削等による指導を併せ行う。

(単位計算方法)

第19条 各授業科目の単位数は、次の基準により計算するものとする。

- (1) 印刷教材等による授業については、45時間の学修を必要とする印刷教材等の学修をもって1単位とする。
- (2) 面接授業又はメディアを利用して行う授業については、15～30時間の授業をもって1単位とする。
- (3) 実習については、30～45時間の授業をもって1単位とする。

(教育課程の編成)

第20条 教育課程は、別表1に定める授業科目を各年次に配当して編成するものとする。

(履修届)

第21条 学生は履修しようとする授業科目を毎学年所定の期間内に届出なければならない。

(他大学又は短期大学における授業科目の履修)

第22条 本学通信教育課程において、教育上有益と認めるときは、学生が、本学の

定めるところにより他の大学又は短期大学において修得した授業科目の単位を、60単位を限度として本学通信教育課程における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

2 前項の規程は、学生が外国の大学又は短期大学で修得した授業科目の単位認定に際しても準用する。

3 前1項の実施に関して必要な事項は別に定める。

(本学以外の教育施設等における学修)

第23条 本学通信教育課程において、教育上有益と認めるときは、学生が行う短期大学又は高等専門学校の特攻科における学修その他文部科学大臣が別に定める学修を、本学通信教育課程における授業科目の履修とみなし、単位を与えることができる。

2 前項により与えることができる単位数は、前条第1項及び第2項により本学通信教育課程において修得したものとみなす単位数と合わせて60単位を超えないものとする。

3 前1項の実施に関して必要な事項は別に定める。

(同一学部の通学課程及び他学部授業科目の履修)

第24条 本学通信教育課程の学生は同一学部の通学課程及び他学部開講科目を履修した単位について、本学通信教育課程において修得した単位とみなすことができる。

2 前項の実施に関して必要な事項は別に定める。

(卒業単位)

第25条 本学通信教育課程を卒業するためには、次に定める所定の単位を修得しなければならない。

(1) 共通基礎科目及び専門科目の中から合計124単位以上を修得すること。

(2) 30単位以上は面接授業により修得すること。当該30単位は、メディアを利用して行う授業により修得した単位に代えることができる。

(資格)

第26条 社会福祉士国家試験受験資格を取得しようとする者は、別表1の社会福祉士国家試験受験資格に関する科目を履修し単位を修得しなければならない。

2 精神保健福祉士国家試験受験資格を取得しようとする者は、別表1の精神保健福祉士国家試験受験資格に関する科目を履修し単位を修得しなければならない。

3 資格取得に係る履修に関する規則は別に定める。

(単位の認定)

第27条 各授業科目の単位履修の認定は試験による。

2 試験に関する規則は別に定める。

(既修得単位の認定)

第28条 本学通信教育課程入学以前に、他の大学又は短期大学において修得した単位について、教育上有益と認められるときは本学通信教育課程において修得した単位として認定することができる。

2 前項により、認定できる単位数は、編入学、転入学の場合を除き、本学通信教育課程で修得した単位以外のものについては、第22条第1項から第2項及び前条第1項により大学において修得したものとみなす単位数と合わせて60単位を超えないものとする。

3 その他既修得単位の認定に関する規則については別に定める。

(成績)

第29条 試験の成績はA・B・C及びDの4段階とし、A・B・Cは合格、Dは不合格とする。

第6章 休学・復学・転学・転籍・転科・退学・除籍・再入学

(二重学籍の禁止)

第30条 学校教育法に定める他の大学院、大学、短期大学に正規学生、専攻科生、別科生、研究生として在籍する者は、本学通信教育課程に正科生として入学できない。

2 本学通信教育課程に正科生として在籍する者は、学校教育法に定める他の大学院、大学、短期大学の正規学生、専攻科生、別科生、研究生として在籍できない。

(休学)

第31条 疾病又はやむを得ない理由により一年間以上就学することができない者に対して休学を許可することがある。

2 休学の許可を受けようとする者は、理由書を添えて願い出なければならない。

(休学期間)

第32条 休学期間は1年以内とする。ただし、特別の理由がある場合には、休学期間の延長を認めることがある。

2 休学期間は通算して4年をこえることができない。

3 休学期間は第8条の在学年数に算入しない。

(復学)

第33条 休学期間が満了した者及び休学期間満了以前に復学しようとする者は、(未成年者の場合は保証人連署のうえ)復学を願い出なければならない。

(転学)

第34条 他の大学へ転学しようとする学生が願い出た場合には、(未成年者の場合は保証人連署のうえ)事情により許可することがある。

(転籍・転科)

第35条 通学課程から通信教育課程あるいは通信教育課程から通学課程へ転籍を希望する者のあるときについては、選考のうえ許可することがある。

2 転籍あるいは転科に関する事項は別に定める。

(退学)

第36条 疾病又はやむを得ない理由により退学しようとする者は、理由書を添えて、保証人連署の上、願い出て許可を受けなければならない。

(除籍)

第37条 次の各号の一に該当する者は除籍する。

- (1) 授業料の納付を怠り、督促してもなお納付しない者
- (2) 第8条及び第16条第2項で定める在学年数をこえた者
- (3) 第32条に定める休学期間をこえてなお復学できない者
- (4) 死亡した者

(再入学)

第38条 第36条により退学した者又は前条第1号により除籍された者が、1年以内に（未成年の場合は保証人連署のうえ）再入学を願い出た時は、選考のうえ再入学を許可することがある。

第7章 卒業及び学位の授与

(卒業)

第39条 本学通信教育課程に4年（第16条第1項の定めるところにより入学した者については、同条第2項により定められた在学すべき年数）以上在学し、本規程に定める授業科目及び単位数を修得した者については、教授会の議を経て、学長が卒業を認定する。

(学位の授与)

第40条 本学通信教育課程を卒業した者には、本学学位規則の定めるところにより学位を授与する。

第8章 科目等履修生・特修生・聴講生

(科目等履修生)

第41条 本学通信教育課程における授業科目のうち、1科目又は数科目を選択して受講しようとする者がいるときは、教育に支障のない限り、選考のうえ科目等履修生として許可することがある。

2 その他科目等履修生に関する規則は別に定める。

(特修生)

第42条 大学入学資格を持たないが、本学通信教育課程に入学希望する者があるときは、教育に支障のない限り、選考のうえ特修生として入学を許可することができる。

2 その他特修生に関する規則は別に定める。

(聴講生)

第43条 本学通信教育課程における授業科目を受講しようとする者があるときは、教育に支障のない限り、選考のうえ聴講生として許可することができる。

2 その他聴講生に関する規則は別に定める。

第9章 履修証明プログラム

(履修証明プログラム)

第44条 本学通信教育課程の教育研究上の資源を生かし、社会人等への学習機会を積極的に提供するため、本学通信教育課程に学校教育法第105条に規定する特別の課程として履修証明プログラムを開設することができる。

2 履修証明プログラムに関し必要な事項は別に定める。

3 履修証明プログラム履修生の検定料等納付金は、別表2のとおりとする。

第10章 入学選考料・学費

(入学選考料)

第45条 入学選考料は別表3のとおりとする。

(学費)

第46条 学費は別表3のとおりとする。

2 面接授業等に要する費用は別に徴収する。

3 学費の納付に関する規則は別に定める。

(納付した選考料・学費)

第47条 納付された入学選考料・学費は一切返還しない。

第11章 日本福祉大学学則の準用

(本規則に定めがない事項)

第48条 賞罰等、本規則に定めのない事項については、日本福祉大学学則を準用する。

附 則

- 1 本規程施行に必要な規則は別に定める。
- 2 本規程は平成13年4月1日より施行する。
- 3 本規程は平成13年8月1日より一部改正施行する。
- 4 本規程は平成14年4月1日より一部改正施行する。
- 5 本規程は平成15年4月1日より一部改正施行する。
- 6 本規程は平成16年4月1日より一部改正施行する。
- 7 本規程は平成17年4月1日より一部改正施行する。

なお、通信教育部所管諸規程の条文中に使用される通信教育委員会の名称については全て通信教育部教員会議と読み替えるものとする。

- 8 本規程は平成18年4月1日より一部改正施行する。
- 9 本規程は平成19年4月1日より一部改正施行する。
- 10 本規程は平成20年4月1日より一部改正施行する。
- 11 本規程は平成20年10月1日より一部改正施行する。
- 12 本規程は平成21年4月1日より一部改正施行する。

ただし、平成20年度以前の入学者については、第17条は従前の例による。第26条については、適用範囲を別に定める。

- 13 本規程は平成22年4月1日より一部改正施行する。
- 14 本規程は平成23年4月1日より一部改正施行する。
- 15 本規程は平成24年4月1日より一部改正施行する。

ただし、平成23年度以前の入学者については別表1の授業科目の定めにかかわらず従前の例による。

- 16 本規程は平成25年4月1日より一部改正施行する。
- 17 本規程は平成26年4月1日から一部改正施行する。
- 18 本規則は平成27年4月1日から改正施行する。
- 19 本規則は平成28年4月1日から改正施行する。

ただし、平成27年度以前の入学者については別表1の授業科目の定め、及び別表3の学費の定めにかかわらず従前の例による。

- 20 本規則は平成29年4月1日から一部改正施行する。
- 21 本規則は平成30年4月1日から一部改正施行する。

別表1(第17条関係)

(1) 共通基礎科目

授業科目名	単位数
福祉経営序論	1
スタートアップセッション	1
学びの技法 (文書の読解と作成)	2
経営学	4
経済学	4
簿記	2
民法	4
日本史	4
生物学	2
福祉社会入門	2
実践英会話	2
英語プレゼンテーション	2
インターネット演習Ⅰ	2
インターネット演習Ⅱ	2
社会福祉学	4
社会学	2
心理学	2
医学概論	2
社会福祉調査論	2
フォローアップセッション	1
障害者スポーツ研究	2

(2) 専門科目

授業科目名	単位数
論文・レポート作成基礎Ⅰ	2
論文・レポート作成基礎Ⅱ	2
研究論文指導	4
ビジネスマネジメント科目群	
マーケティング	4
財務会計	4
管理会計	2
労働法	4
経営組織と戦略	4

ベンチャー経営	4
環境ビジネス	4
人的資源管理	4
医療福祉ビジネス	2
日本企業の経営・会計	2
ビジネス文書とプレゼンテーション	1
コミュニティマネジメント・国際協力科目群	
NPO論	4
コミュニティマネジメント	4
地域環境計画	4
国際開発	4
環境と開発	4
国際福祉開発	2
福祉社会開発の支援ワーク	1
地域再生	2
国際開発と貧困問題	2
医療・福祉マネジメント科目群	
福祉社会システム論	4
医療政策論	4
医療経済学	2
医療福祉経営論	4
医療・福祉サービス論	2
非営利マーケティング論	4
社会福祉法人会計	4
社会福祉援助技術論Ⅰ	4
社会福祉援助技術論Ⅱ	4
社会福祉援助技術論Ⅲ	4
地域福祉論	4
福祉行財政と福祉計画	2
福祉経営論	2
社会保障論	4
高齢者に対する支援と介護保険制度	4
障害者福祉論	2
児童福祉論	2
公的扶助論	2
保健医療サービス	2

就労支援サービス	1
権利擁護と成年後見	2
更生保護	1
福祉の歴史	2
社会福祉政策国際比較	2
社会福祉と権利擁護	2
社会福祉法人のマネジメントと会計	2
医療福祉システムの理論と実践	2
医療福祉制度と暮らし	2
高齢者福祉分野の経営戦略	2
ソーシャルワークと専門職	2
子どもと青年の育ちの支援	2
介護ビジネス論	1
社会保障の制度と課題	2
ケアマネジメント入門	2
福祉現場の人材養成	2
スクールソーシャルワークと学校現場	2
緩和ケアとターミナルケア	2
地域福祉と災害ソーシャルワーク	2
福祉・介護のマネジメントとリーダーシップ	2
単身世帯と社会政策	2
認知症ケアと多職種連携	2
事例研究 (福祉職場の課題解決)	2
ヘルスケア・ライフマネジメント科目群	
福祉文化論	2
死生学	2
生涯学習論	2
高齢者の心理	2
健康格差社会	2
産業組織心理学	2
シルバーファイナンス	2
スポーツマネジメント	2
福祉情報技術	2
リハビリテーション医学	2
発達精神病理学	2
精神障害者支援論	2

精神医学	4
精神保健学	4
精神保健福祉相談援助の基盤	4
精神保健福祉の理論と相談援助の展開 I	4
精神保健福祉の理論と相談援助の展開 II	4
精神保健福祉に関する制度とサービス	4
精神障害者の生活支援システム	2
ファイナンシャルプランニング総論	1
金融資産運用設計	2
不動産運用設計	2
ライフプランニングと資金計画	2
リスク管理と保険	2
タックスプランニング	2
相続・事業承継設計	2
ファイナンシャルプラン作成	1
精神障害者と福祉実践 I	2
精神障害者と福祉実践 II	2
精神・発達障害者の理解と共働	2
障害者政策と自立支援	2
超高齢社会と老後リスク管理	2
福祉とテクノロジー活用	2
痛みとリハビリテーション	2
ユニバーサルデザインと暮らし	2
脳のエイジングと認知機能	2
フィールドスタディ科目	
スウェーデン研修	4
キャリア形成科目 (資格試験合格等による個別認定科目)	
キャリア形成 (初級) I	2
キャリア形成 (初級) II	2
キャリア形成 (初級) III	2
キャリア形成 (中級) I	2
キャリア形成 (中級) II	2
キャリア形成 (中級) III	2
キャリア形成 (上級) I	4
キャリア形成 (上級) II	4
キャリア形成 (上級) III	4

地域学習会単位認定科目	
地域フィールドワークⅠ	1
地域フィールドワークⅡ	1
地域フィールドワークⅢ	1
地域フィールドワークⅣ	1
地域フィールドワークⅤ	1
スクーリング単位認定科目	
スクーリング認定科目Ⅰ	1
スクーリング認定科目Ⅱ	1
スクーリング認定科目Ⅲ	1
スクーリング認定科目Ⅳ	1
スクーリング認定科目Ⅴ	1

- (3) 社会福祉士国家試験受験資格に関する科目
 専門科目として設置されている科目

授業科目名	単位数
医学概論	2
心理学	2
社会学	2
社会福祉学	4
社会福祉調査論	2
社会福祉援助技術論Ⅰ	4
社会福祉援助技術論Ⅱ	4
社会福祉援助技術論Ⅲ	4
地域福祉論	4
福祉行財政と福祉計画	2
福祉経営論	2
社会保障論	4
高齢者に対する支援と介護保険制度	4
障害者福祉論	2
児童福祉論	2
公的扶助論	2
保健医療サービス	2
就労支援サービス	1
権利擁護と成年後見	2
更生保護	1

資格科目

授業科目名	単位数
相談援助演習Ⅰ	2
相談援助演習Ⅱ	4
相談援助演習Ⅲ	4
相談援助実習指導Ⅰ	3
相談援助実習指導Ⅱ	3
相談援助実習	4

※資格科目は卒業単位に含めない。

- (4) 精神保健福祉士国家試験受験資格に関する科目
 専門科目として設置されている科目

授業科目名	単位数
医学概論	2
心理学	2
社会学	2
社会福祉学	4
地域福祉論	4
福祉行財政と福祉計画	2
社会保障論	4
公的扶助論	2
保健医療サービス	2
権利擁護と成年後見	2
障害者福祉論	2
精神医学	4
精神保健学	4
精神保健福祉相談援助の基盤	4
精神保健福祉の理論と相談援助の展開Ⅰ	4
精神保健福祉の理論と相談援助の展開Ⅱ	4
精神保健福祉に関する制度とサービス	4
精神障害者の生活支援システム	2

資格科目

授業科目名	単位数
精神保健福祉援助演習Ⅰ	2
精神保健福祉援助演習Ⅱ	4
精神保健福祉援助実習指導Ⅰ	2
精神保健福祉援助実習指導Ⅱ	4
精神保健福祉援助実習	5

※資格科目は卒業単位に含めない。

別表2(第44条関係)

入学選考料	10,000円 ただし、日本福祉大学の在学生、卒業生本人、併修生、日本福祉大学に1年以上在籍した者、日本福祉大学同窓会員の推薦があり出願する者、または、日本福祉大学同窓会員に準ずる者として別に定める通信教育部が認める者の推薦があり出願する者は無料とする。
入学金・継続料	10,000円 ただし、日本福祉大学の在学生、卒業生は無料とする。また、日本福祉大学同窓会員の推薦があり出願する者、または、日本福祉大学同窓会員に準ずる者として別に定める通信教育部が認める者の推薦があり入学する者は半額とする。
単位授業料	5,400円/1単位
スクーリング受講料	5,000円/1科目
クラス制科目受講料	5,000円/1科目

別表3(第45~46条関係)

項目	金額
入学選考料	10,000円
入学金	30,000円
基本授業料	31,500円
単位授業料	5,400円/1単位
スクーリング受講料	5,000円/1科目
クラス制科目受講料 (社会福祉士)(精神保健福祉士)	5,000円/1科目
実習登録費 (社会福祉士)[実習前年度分]	40,000円
実習登録費 (社会福祉士)[実習年度分]	40,000円
実習登録費 (精神保健福祉士)[実習前年度分]	55,000円
実習登録費 (精神保健福祉士)[実習年度分]	55,000円

